

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」投票要領

1 趣旨

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」募集・選定要項（以下「要項」という）

5 『ちば文化資産』の選定において別に定めることとしている投票方法等については、この投票要領に定めるところによる。

2 『ちば文化資産候補』の投票

『ちば文化資産候補』への県民の皆様による投票は、以下のとおり行う。

(1) 投票資格

千葉県に在住又は通勤・通学している方

※ 一人一票までとする

(2) 投票方法

ア インターネットの場合

県ホームページ（「ちば文化資産」で検索）の投票フォームから送信

イ 郵送の場合

投票チラシの裏面、又は県ホームページ（アと同様）からチラシをダウンロードし、必要事項を記入し郵送。

若しくは、氏名、住所、連絡先、『ちば文化資産候補』の番号及び名称を記載の上、郵送。（この場合、様式を問わない。）

<郵送先> 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部県民生活・文化課文化企画班

ウ イベント等での投票の場合

県民の日関連行事やその他県内のイベント等において、投票を実施

(3) 投票期間 平成30年4月5日（木）から6月18日（月）16時（必着）